

証券コード 3984
2023年9月7日
(電子提供措置の開始日) 2023年8月31日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社ユーザーローカル
代表取締役 伊藤将雄

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）」に基づき、**場所の定めのない株主総会**（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、**株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません**ので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、後掲の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.userlocal.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「その他」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユーザーローカル」又は「コード」に当社証券コード「3984」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



また、当日ご出席されない場合、もしくはご出席される場合においても、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご活用いただけます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後掲の「議決権の事前行使のご案内」をご参照いただき、**2023年9月21日（木曜日）午後6時30分までに**議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月22日（金曜日）午前10時
（アクセス可能時間 午前9時45分頃）
通信障害により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2023年9月25日（月曜日）午前10時に延期します。
2. 場 所 場所の定めのない株主総会とします。
ご出席いただくために必要となる環境、お手続き方法等の詳細は、後掲の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

3. 目的事項 報告事項

第18期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案 剰余金の処分の件

以 上

※本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法はインターネットによるものとします。

※本総会の運営に関して変更が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとします。詳細は後掲の「議決権の事前行使のご案内」をご確認ください。

※会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、**本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。**

なお、電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【事業報告】

新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針

【計算書類】

株主資本等変動計算書、個別注記表

議決権の事前行使のご案内

【インターネットによる議決権行使】（推奨）

パソコン又はスマートフォン等から、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って**2023年9月21日（木曜日）午後6時30分までに**賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明の点は、**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

《「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先》
フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 午前9時～午後9時）

【書面による議決権行使】（推奨）

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、**2023年9月21日（木曜日）午後6時30分までに**到着するようにご返送ください。

当日のオンライン株主総会での議決権行使のご案内

【ご出席による議決権行使】

本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本株主総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、後掲の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

【注意事項】

- ※書面（郵送）又はインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ※書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとします。
- ※書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱います。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

当社は、この度、遠隔地にお住まいの株主様など多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、大規模災害時のリスクを軽減するため、本総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することを決定いたしました。バーチャルオンリー株主総会では、インターネットを通じて、議決権の行使や、ご質問等が可能です。

ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。

また、ご出席のための同ウェブサイト内より、事前のご質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

1. 本株主総会の議事における情報の送受信をするために必要な事項

本株主総会は通信の方法としてインターネットを用います。下記ウェブサイトを通じてご出席ください。

(1) 配信日時

2023年9月22日（金曜日） 午前10時～

※配信画面へのアクセス可能時間は午前9時45分頃の予定です。

(2) バーチャルオンリー株主総会のウェブサイト

接続先：<https://web.sharely.app/login/userlocal-18>



①上記のURLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力ログインしてください。

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

(3) 推奨環境

ご利用推奨環境は以下のとおりです。

- ・ Google Chrome 最新版
- ・ FireFox 最新版
- ・ Safari 最新版

パソコン又はスマートフォン等により本株主総会へのご出席が可能です。上記の推奨環境でのご利用を推奨いたします。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

2. 当日の議決権行使、ご質問及び動議の提出方法

(1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、「決議」タブより賛否をご入力ください。

書面又はインターネットによる事前の議決権行使をされた株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使されたものを有効な議決権行使として取り扱います。当社側で本株主総会での議決権行使が確認できなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱います。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問につきましては、お一人様につき3問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力へのご協力をお願い申し上げます。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

3. 事前のご質問について

バーチャルオンリー株主総会の事前質問ページ

https://web.sharely.app/e/userlocal-18/pre_question



上記にアクセス・ログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問やご意見、コメント等をご入力ください。なお、ご質問等は150文字までとさせていただきます。

【事前受付期間】

2023年9月8日（金曜日）午前10時～2023年9月14日（木曜日）午後6時

※受付期間終了後に送信されたご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項を中心に、本株主総会当日にご説明させていただく予定です。

4. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、総会当日に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

6. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<必要書類>

- ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
- ・委任する株主様の議決権行使書のコピー
- ・委任された株主様の議決権行使書のコピー

<提出先>

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー 4階
株式会社ユーザーローカル 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2023年9月20日（木曜日）午後6時30分必着

※ご提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は代理人による出席は認められません。

※必要書類に不備があった場合は代理人による出席が認められない場合がございます。

7. 本株主総会に関する注意事項

・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。

- ・本株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ・ご視聴いただく際の通信機器、通信料等の一切の費用につきましては株主様のご負担となります。
- ・株主様をご利用の通信機器の不具合又は株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様が出席できない場合や議決権を行使できない場合がございます。あらかじめご了承ください。事前の議決権行使を推奨しております。
- ・ご質問等はテキストにて承りますのでマイクやカメラをご準備いただく必要はございません。
- ・当日のご質問につきまして、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取りあげることといたしますが、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。
- ・膨大な文字量のテキストデータの送信、本株主総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問や動議等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
- ・議長の指示した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取りあげない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製、及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員を配信するためのものとなります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

《当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口》

コインチェック株式会社 (Sharely)

03-6416-5286 (受付日時：2023年9月22日(金曜日) 午前9時～午前12時)

株主総会参考書類

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 4 円

総額 63,885,900 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年 9月26日

以 上

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価の高騰や、緊迫するウクライナ情勢の影響を受け、国内外において依然として先行きは不透明な状況にあります。その一方で、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が引き続き社会的に強く意識されています。これに伴い、当社の提供するビッグデータ・AIを活用したクラウドサービスへのニーズも高まっているものと認識しております。

このような状況のもと、当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念を掲げ、SaaS形式で提供するマーケティング支援サービス「User Insight」、「Social Insight」、AIを活用した顧客サポート業務の自動化サービス「Support Chatbot」の品質向上及び販売促進に注力してまいりました。

研究開発活動においては、ビッグデータ分析やAIの技術を用いてあらゆる課題を解決するため、主に①自社AIアルゴリズム拡充、②既存サービスへのAIアルゴリズム実装、③AIサービスの新規開発に重点的に取り組んでまいりました。特にAIサービスの新規開発では、ChatGPTなど対話型AI・生成AIとのサービス連携や、新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した課題の解決に向けた商品開発を積極的に進めてまいりました。安定的な基幹システムの構築やAIエンジニア、データサイエンティストの育成にも引き続き注力し、サービス品質のさらなる向上を図っております。

また、営業活動においては、サービスの販売を行う人員を増員するとともに、営業管理体制やカスタマーサクセス体制の強化を行うことにより、事業拡大に向けた新規取引先の開拓等の販売促進活動に努めてまいりました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,288,826千円（前期比22.5%増）、営業利益1,372,366千円（前期比34.0%増）、経常利益1,357,584千円（前期比33.3%増）、当期純利益954,352千円（前期比32.2%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は23,895千円であり、その主なものは、サーバー機器及びパソコン等の設備の新設によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2020年6月期)	第 16 期 (2021年6月期)	第 17 期 (2022年6月期)	第 18 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	1,667,483	2,088,190	2,683,662	3,288,826
経 常 利 益(千円)	658,133	850,689	1,018,333	1,357,584
当 期 純 利 益(千円)	419,871	615,465	721,892	954,352
1株当たり当期純利益 (円)	27.60	39.30	45.42	59.80
総 資 産(千円)	4,419,289	5,277,278	6,238,978	7,211,745
純 資 産(千円)	3,938,164	4,706,020	5,538,479	6,340,233
1株当たり純資産 (円)	253.55	297.81	346.18	396.97

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第15期(2020年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 親会社等との取引に関する事項
該当事項はありません。
- ③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① データベースの強化と効率性向上

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高くさらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野 での活用 期待	User Insight	・ Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーションを実現し、CVRの向上を図る
	Social Insight	・ SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーションを図る
	サポートチャットボット	・ 官公庁や企業のカスタマーサポート・社内問い合わせ対応等の自動化による効率化

当社はこれらの活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④ システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社システムの安定稼働及び継続利用のためには、セキュリティ管理体制の構築、維持が重要であると認識しております。当社は、ISO/IEC 27001 (ISMS認証) を取得し、全社員に情報管理に関する研修を実施しております。今後も継続してセキュリティ管理体制の強化に取り組んでいく方針であります。

⑥ 認知度およびブランド力の向上

当社はこれまで、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入していただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現できていると考えております。一方で、さらなる成長を続けていくうえでは、当社及び当社サービスの認知度やブランド力を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であるとと考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度およびブランド力のさらなる向上に努める方針であります。

(5) **主要な事業内容**（2023年6月30日現在）

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

事業区分	事業内容
データクラウド事業	ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析及び業務支援サービスを開発・提供

(6) **主要な事業所**（2023年6月30日現在）

本社	東京都品川区大崎二丁目11番1号
----	------------------

(7) **従業員の状況**（2023年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	8名増	28.7歳	4.1年

(注) 従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2023年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,115,600株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は90,800株増加しております。

(3) 株主数 9,253名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤 将雄	7,538,600株	47.20%
渡邊 和行	729,000株	4.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	645,100株	4.03%
三上 俊輔	351,200株	2.19%
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式 会社)	265,900株	1.66%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	265,528株	1.66%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAP AN FLOW (常任代理人 野村 證券株式会社)	242,800株	1.52%
株式会社キーバリュー	200,000株	1.25%
中村 賀一	190,000株	1.18%
楽天証券株式会社	179,000株	1.12%

(注) 1 持株比率は自己株式(144,125株)を控除して計算しております。

2 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項
特にありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 将 雄	経営・企画全般担当
取 締 役	渡 邊 和 行	COOコーポレートセールス部長
取 締 役	岩 本 大 輔	CFO管理部長
取 締 役	松 崎 良 太	サードギア株式会社代表取締役 きびだんご株式会社代表取締役 株式会社シンクロ・フード社外取 締役
取 締 役	伊 藤 拓	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ビーブル株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	渡 辺 智 美	
監 査 役	中 村 賀 一	株式会社エンバイオ・ホールディ ングス代表取締役 株式会社カラダノート社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計事務所所長 ビープラッツ株式会社社外監査役 株式会社Will Smart 社外監査役

- (注) 1 取締役松崎良太氏及び伊藤拓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、田中裕幸氏は、弁護士としても活躍されており、法律に関する専門性も有しております。
- 4 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役松崎良太氏、取締役伊藤拓氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締 役)	70,924 (3,678)	60,150 (2,850)	－ (－)	10,774 (828)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査 役)	11,121 (11,121)	8,220 (8,220)	－ (－)	2,901 (2,901)	3 (3)
合 計 (うち社外役 員)	82,045 (14,799)	68,370 (11,070)	－ (－)	13,675 (3,729)	8 (5)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ハ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人給与分を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

また、2021年9月22日開催の第16回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬の額を当該金銭報酬枠の内枠で取締役について年額100,000千円以内（普通株式総数8万株以内）、監査役について年額25,000千円以内（普通株式総数2万株以内）と決議しております。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年10月12日開催の取締役会において、役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、透明性、公平性、客観性をもって、当該事業年度の当社の業績推移、他社水準等を勘案し、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としま

す。

b. 基本報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して報酬決定方針及び報酬総額を決定のうえ、それに沿った個別の報酬等配分については代表取締役が委任を受けるものとし、その内容について指名・報酬委員会の諮問・答申を経て決定します。

c. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

金銭報酬（固定報酬）は、担当職務、当社の業績、業界水準等を勘案して決定することとしていますが、取締役年間報酬額を200,000千円以内と上限を定めております。（2014年10月10日開催の臨時株主総会決議）

また、非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、上記金銭報酬枠の内枠で年額100,000千円以内と上限を定めております。（2021年9月22日開催の定時株主総会決議）

d. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役の報酬等は、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定します。

金銭報酬（固定報酬）は、担当職務、業界水準等を勘案して決定することとしていますが、年間報酬額を50,000千円以内と上限を定めております。（2014年10月10日開催の臨時株主総会決議）

また、非金銭報酬は、中長期的な企業価値の毀損防止、信用維持を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、上記金銭報酬枠の内枠で年額25,000千円以内と上限を定めております。

（2021年9月22日開催の定時株主総会決議）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松崎良太氏は、サードギア株式会社の代表取締役、きびだんご株式会社の代表取締役及び株式会社シンクロ・フードの社外取締役を兼職しております。きびだんご株式会社は当社の取引先であります。一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役伊藤拓氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員及びピープル株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの代表取締役及び株式会社カラダノートの社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役及び株式会社Will Smartの社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松崎良太	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、国際金融業界における経験や経営者としての豊富な知見を踏まえて、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、独立役員として客観的な立場から経営全般に対する監督、助言を行っております。
取締役 伊藤拓	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を踏まえて、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、独立役員として客観的な立場から経営全般に対する監督、助言を行っております。
監査役 渡辺智美	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験などから適宜必要な助言を行っております。
監査役 中村賀一	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役 田中裕幸	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

ご参考 取締役に関するスキルマトリクス

取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名		企業経営	R&D	マーケティング・ブランド戦略	財務・会計	人事・人材マネジメント	法務・ガバナンス	ESG・サステナビリティ
伊藤 将雄		○	○	○		○	○	○
渡邊 和行		○		○		○		○
岩本 大輔		○			○	○	○	○
松崎 良太	社外	○	○	○	○	○		
伊藤 拓	社外						○	

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,810,242	流動負債	871,512
現金及び預金	6,366,856	未払金	124,757
売掛金	205,585	未払法人税等	215,664
前払費用	208,914	前受金	379,407
貸倒引当金	△2,098	預り金	45,692
その他の流動資産	30,983	未払消費税等	84,095
		その他の流動負債	21,895
固定資産	401,502	負債合計	871,512
有形固定資産	50,318	(純資産の部)	
建物附属設備	13,221	株主資本	6,340,233
工具、器具及び備品	37,096	資本金	1,198,588
投資その他の資産	351,184	資本剰余金	1,278,440
投資有価証券	0	資本準備金	1,183,588
差入保証金	72,346	その他資本剰余金	94,852
保険積立金	54,193	利益剰余金	4,057,406
長期前払費用	115,933	その他利益剰余金	4,057,406
繰延税金資産	108,711	繰越利益剰余金	4,057,406
		自己株式	△194,202
資産合計	7,211,745	純資産合計	6,340,233
		負債・純資産合計	7,211,745

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,288,826
売 上 原 価		236,668
売 上 総 利 益		3,052,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,679,791
営 業 利 益		1,372,366
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	102
営 業 外 費 用		
株 式 報 酬 費 用	13,546	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,294	
そ の 他	43	14,884
経 常 利 益		1,357,584
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100,450	100,450
税 引 前 当 期 純 利 益		1,257,133
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	350,289	
法 人 税 等 調 整 額	△47,508	302,781
当 期 純 利 益		954,352

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

株式会社ユーザーローカル
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	若 山 聡 満
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 本 哲 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2022年7月1日から2023年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適

切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を見直し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株式会社ユーザーローカル 監査役会

社外監査役（常勤監査役） 渡 辺 智 美 ⑩

社 外 監 査 役 中 村 賀 一 ⑩

社 外 監 査 役 田 中 裕 幸 ⑩

以 上